

## 第 6 次水質総量規制について

### 1 水質総量規制制度の概要

#### ( 1 ) 経緯

水質総量規制制度は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度で、昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入されました。

水質総量規制の対象となる指定水域は、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海、指定地域（指定水域の水質の汚濁に係りのある地域）は、20都府県の集水域、指定項目は、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量 となっています。

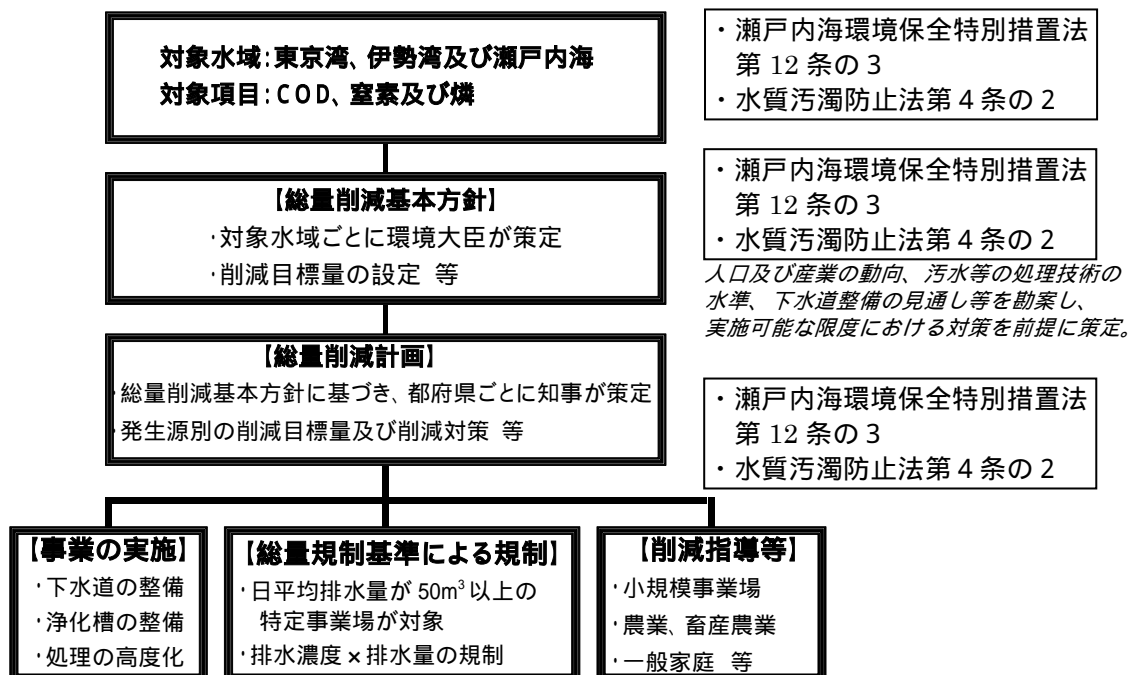


図 総量規制制度の体系

水質総量規制制度においては、環境大臣が、指定水域ごとに、目標年度、発生源別及び都府県別の削減目標量に関する総量削減基本方針を定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めます。

削減目標量を達成するための具体的な方途としては、下水道の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場（日平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場）の排出水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場・農業・畜産農業等に対する削減指導等があります。

この総量削減基本方針及び総量削減計画は、これまで5年ごとに見直しが行われ、5次にわたり総量規制が行われてきました。第1次から第4次までの水質総量規制はCODを指定項目としていましたが、第5次水質総量規制からは、海域のCODの一層の改善と富栄養化の防止を図るため、窒素及びりんが指定項目に加えられています。

#### 水質総量規制の経緯

	基本方針策定	目標年度	総量規制適用日	対象項目
第1次	昭和54年6月	昭和59年度	昭和55年7月1日	COD
第2次	昭和62年1月	平成元年度	昭和62年7月1日	COD
第3次	平成3年1月	平成6年度	平成3年7月1日	COD
第4次	平成8年4月	平成11年度	平成8年9月1日	COD
第5次	平成13年12月	平成16年度	平成14年10月1日	COD、窒素、燐
第6次	平成18年11月	平成21年度	平成19年9月1日	COD、窒素、燐

既設事業場には基準適用猶予期間が設けられる。

(平成21年4月1日：全事業場に適用)

総量規制基準値は、実施可能な範囲において設定される。

#### (2) 汚濁負荷量の推移

COD、窒素、りんの汚濁負荷量の推移は3、4ページのとおりです。

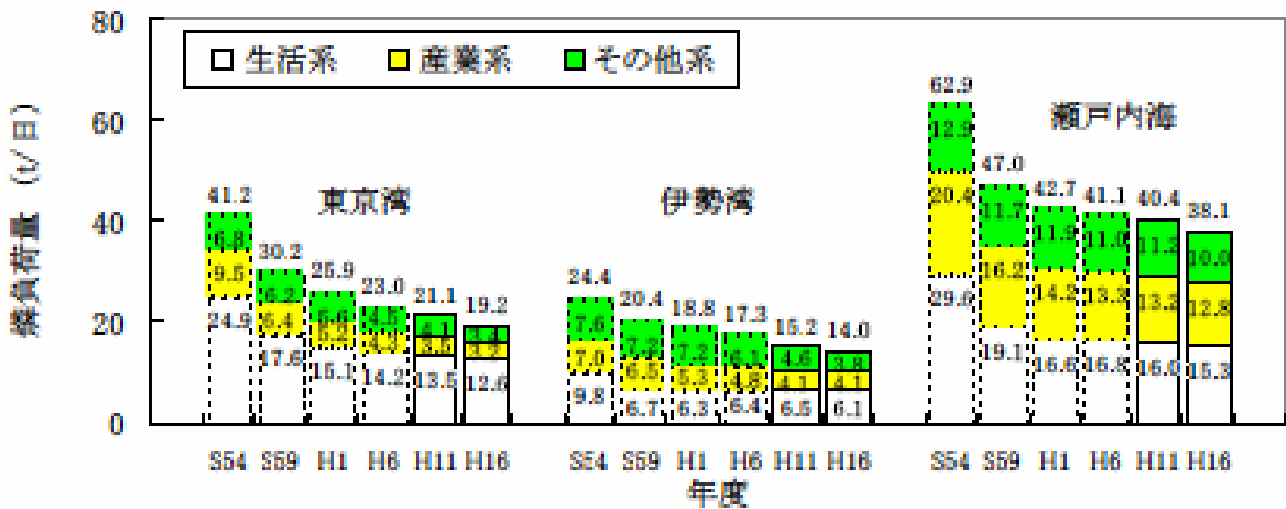
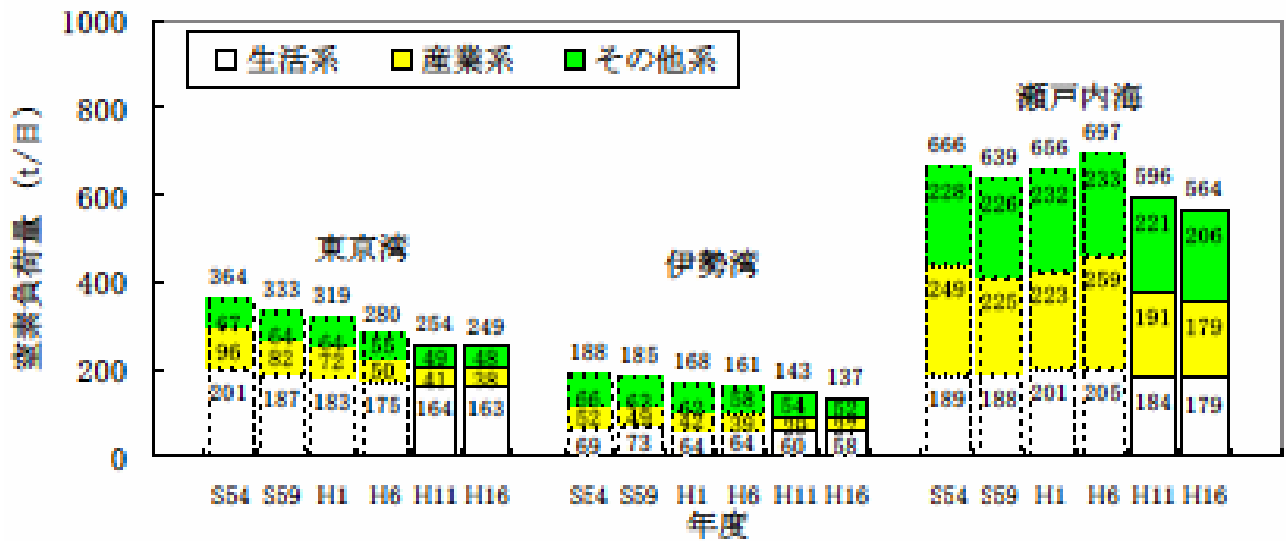
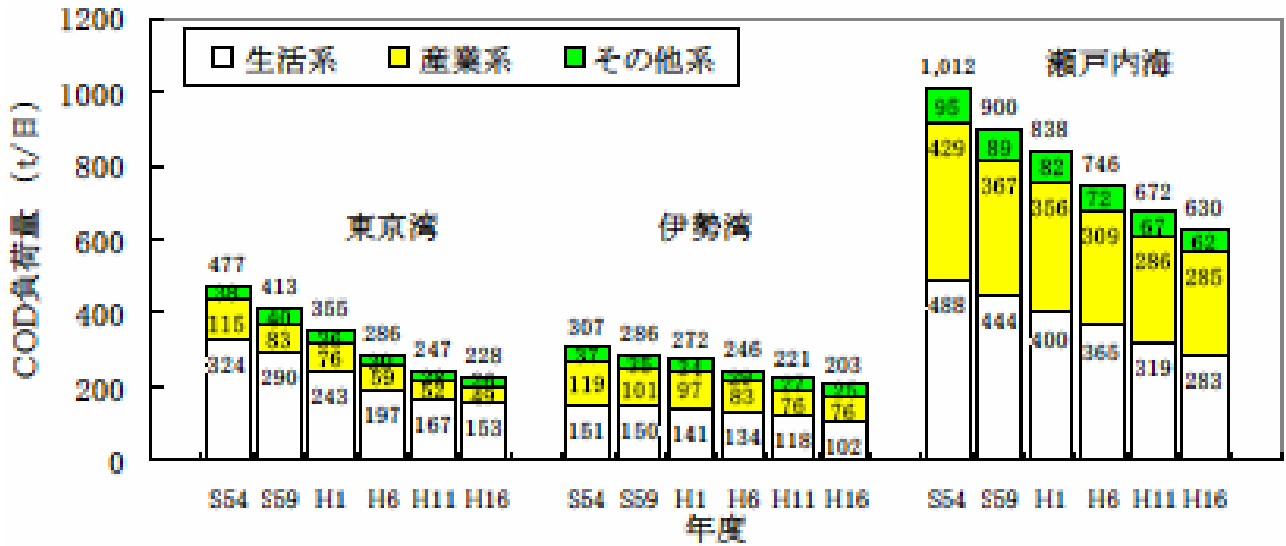
CODについては、総量規制の結果、着実に汚濁負荷が削減されてきました。

窒素については、瀬戸内海環境保全特別措置法による削減指導が平成8年から行われたため、平成11年度実績から削減が図られました。

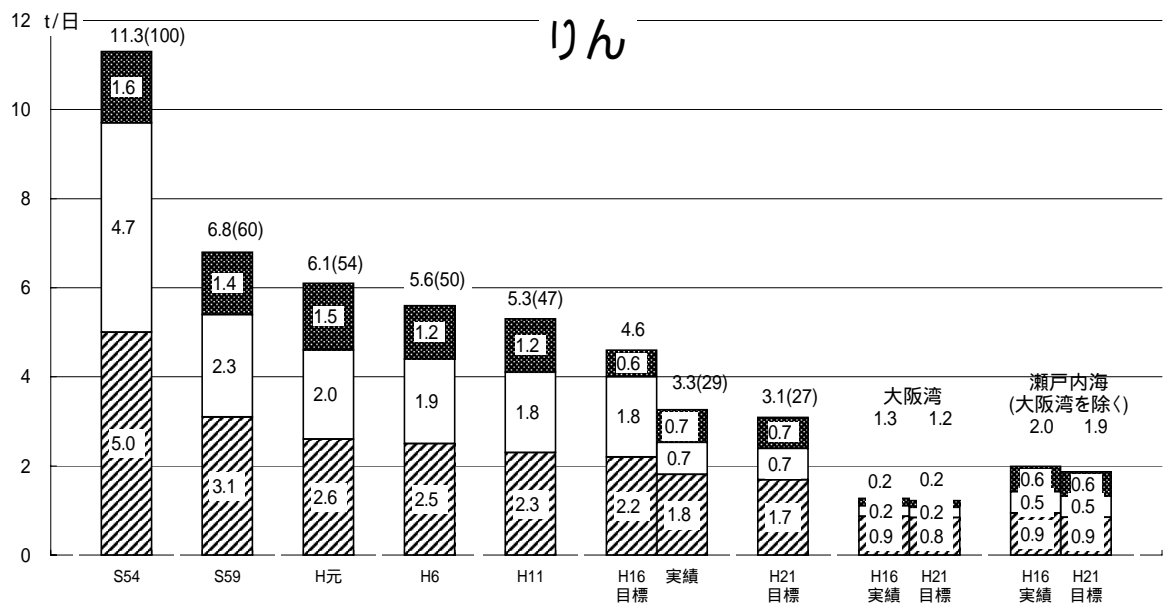
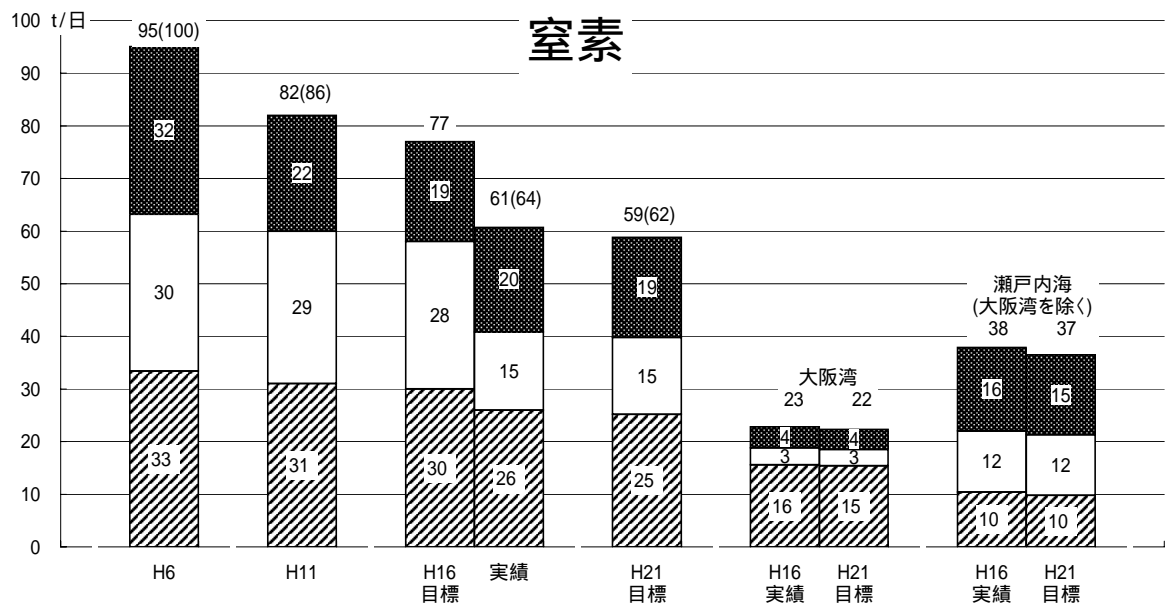
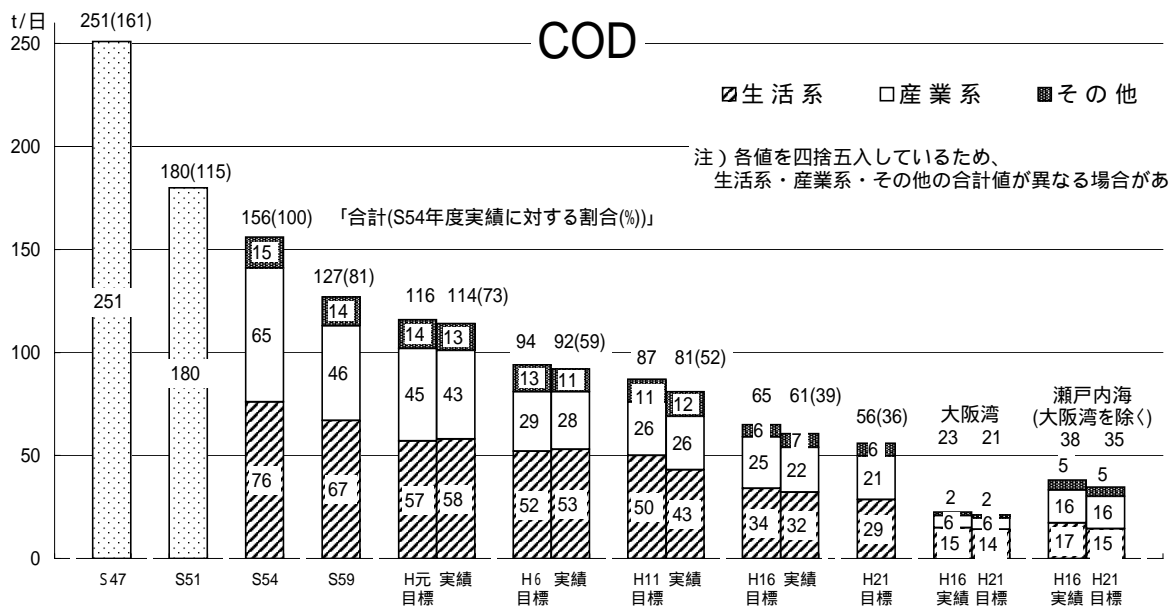
りんについては、第5次総量規制以前から、昭和53年の瀬戸内海環境保全特別措置法改正による削減指導が行われてきたため、CODと同様に着実に汚濁負荷が削減されてきました。

なお、生活系、産業系、その他(土地、農業等)の負荷量の比率を見ると、生活系と産業系の負荷が拮抗しているのが瀬戸内海の特徴となっています(東京湾では生活系の負荷の割合が大きい)。ただし、大阪湾だけを見ると、生活系の負荷の割合が大きくなっています。

# 瀬戸内海におけるCOD、窒素、リンの発生負荷量の推移



# 兵庫県におけるCOD、窒素、りんの発生負荷量の推移



## 2 第6次総量規制の概要

平成16年4月から中央環境審議会総量規制専門委員会において第6次総量規制の在り方について検討が行われ、平成17年4月に同専門委員会報告がまとまり、5月にその内容をもって中央環境審議会会長から環境大臣に答申が行われました。そして、本答申の内容に沿って、第6次総量規制についての総量削減基本方針が平成18年11月に、総量削減計画及び総量規制基準が平成19年6月に定められました。

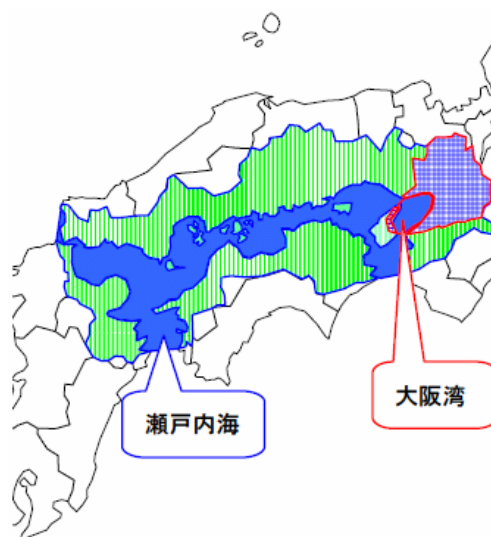
(1) 第5次総量規制と比べた第6次総量規制のポイントは次のとおりです。

### 大阪湾と大阪湾以外の瀬戸内海の区分

第5次総量規制までは、基本的に、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海について、同じ考え方で総量規制を行ってきましたが、第6次総量規制では、瀬戸内海を大阪湾と大阪湾以外の瀬戸内海に区分し、

大阪湾については、環境改善のためCOD・窒素・リンの負荷をさらに削減する

大阪湾以外の瀬戸内海については、CODは悪化防止、窒素・リンは現状維持を図ることとなりました。



### 環境改善対策

環境改善対策として、干潟の保全・再生等を進めることとされました。

(2) このように、大阪湾と大阪湾以外の瀬戸内海とで対策の進め方に差を生じた理由は次のとおりです。

大阪湾は、環境基準達成率が十分ではなく、濃度レベルも高く、貧酸素水塊等の障害も生じていること。また、赤潮の延発生面積も、他の水域と比較して際立っていること。

大阪湾以外の瀬戸内海は、CODの環境基準達成率は十分ではないが、濃度レベルは低く、貧酸素水塊等の障害も限定的なものであること。窒素・リンの環境基準の達成率が高いこと。

(3) この結果、総量規制基準については次のように変更を行いました。

大阪湾については、一部の業種等について総量規制基準を強化

大阪湾以外の瀬戸内海については、総量規制基準の見直しはわずかであり実質的に第5次総量規制基準を踏襲

前述のように、総量規制は閉鎖性海域の水質汚濁を防止するものです。

大阪湾については、一部業種等について総量規制基準を強化しました。大阪湾の環境改善のためにご協力をお願いします。

また、今回 基準の大きな見直しがなかった大阪湾以外についても、汚濁負荷の増大による海域の悪化防止の観点から、従来と同様に総量規制を推進することとしています。引き続き環境保全の取り組みを進めていただきますようお願いします。

